

○公益財団法人横須賀市産業振興財団 スタートアップオーディション実施規程

平成 28 年 4 月 1 日
(令和 3 年 4 月 1 日改正)

(総則)

第 1 条 横須賀市の経済活性化及び地域コミュニティへの貢献を図るために行う、スタートアップオーディションの実施及び奨励金の交付については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新事業 横須賀市内において新規性が認められる製品の製造販売又はサービスの提供であって横須賀市経済の活性化や地域コミュニティに貢献する効果が高いもの
- (2) 新事業の実施 研究・開発・試作という準備に着手した段階では足りず、製品の販売活動又はサービスの提供活動を、スタートアップオーディションを実施した当該年度（以下、「当該年度」という。）の実施分として第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる事業計画書に記載した内容を実施したことをいう

(応募者)

第 3 条 スタートアップオーディションに応募することができる者（以下、「応募者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該年度の末日までに横須賀市内で創業している個人若しくは中小企業者又は当該年度の末日までに横須賀市内に事業所を開設している個人若しくは中小企業者
- (2) 当該年度の末日までに新事業を実施しようとする者
- (3) スタートアップオーディションの入賞者を選定する日に事業計画書に記載の内容を公表できる者

2 前項の規定にかかわらず、この規程に基づき前回に実施したスタートアップオーディションの奨励金の交付を受けた者は、奨励金の交付を受けることができない。

(応募方法)

第4条 応募者は、スタートアップオーディション応募申込書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて公益財団法人横須賀市産業振興財団理事長(以下、「理事長」という。)に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 法人その他の団体にあつては、役員の氏名、氏名のふりがな、住所、生年月日及び性別を記載した一覧表

2 応募者のうち、既に横須賀市内で創業している個人若しくは中小企業者又は既に横須賀市内に事業所を開設している個人若しくは中小企業者にあつては、前項に規定する応募申込書の提出に際し、同項に規定する添付書類のほか次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、応募時に書類の準備が整わない者については、この限りでない。

(1) 所得税に係る個人事業の開廃業等届出書の写し若しくは法人税に係る法人設立届出書の写し又は事業の実施を証する書類

(2) 事業を行うに当たって許認可等を要する場合にあつては、当該許認可等を証する書類の写し

(審査会)

第5条 理事長は、奨励金の交付対象者「(以下、「入賞者」という。)を選定するため、スタートアップオーディション審査会(以下、「審査会」という。)を設置し、必要な審査を行う。

2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員は、創業、企業経営等に関し専門的知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。

4 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 理事長は、第4条第1項に規定する応募申込書の提出を受けたときは、審査を行うため当該応募申込書を審査会の委員に送付する。

7 審査会の会議は、理事長が招集する。

8 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

9 審査会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(入賞者の選定)

第6条 理事長は、審査会の意見を踏まえ、入賞者の選定を行う。

2 理事長は、前項の選定を終えたときは、速やかに結果を応募者に通知するものとする。

(奨励金の交付等)

第7条 理事長は、入賞者のうち、第4条第1項に規定する応募申込書どおりに実施したと認められる者に対し、予算の範囲内において30万円の奨励金を交付することができる。

2 前項の場合において、次の項目について特に評価が高いと認められるものについては、予算の範囲内において、審査会の意見を踏まえ、理事長は前項に規定する奨励金の額に70万円を限度として増額することができる。

(1) ICT・IoTの効果的な利活用が認められるもの

(2) 早急な実現可能性を有しているもの

(3) 地域経済への波及性や貢献度が特に高いと認められるもの

(4) 横須賀市産業振興財団が過去に開催したハッカソンおよびアイデアソンで発表された事業アイデアを実現させる可能性が特に高いと認められるもの

3 入賞者が、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金を交付しない。

(1) 当該年度末までに、第2条第1項第2号に規定する新事業の実施が認められない者

(2) 所得税に係る個人事業の開廃業等届出書若しくは法人税に係る法人設立届出書の提出をしていない者

(3) 横須賀市に納付すべき税を滞納している者

(4) 個人にあつては、横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員である者

(5) 法人その他の団体にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団又は当該法人若しくは団体の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

- 4 理事長は、入賞者であって第4条第2項ただし書に規定する者に対し、同項各号に掲げる書類の提出を求めることができる。
- 5 入賞者は、奨励金の交付を受けようとする前に、理事長が派遣する専門家による個別相談を1回以上受けるものとする。
- 6 奨励金の交付期限は入賞者選定後の翌年4月15日までとする。

(その他の事項)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

